「診療予約 2025」利用約款

「診療予約 2025」（以下「本サービス」といいます）は、株式会社メディカルフォレスト（以下「当社」といいます）が医療機関、飼育動物診療施設、医療類似行為を行う施術所および開業準備中の医師及び獣医師資格者を利用対象として提供する診療予約システムです。これらの利用対象に含まれない方がこの利用約款に同意した場合、当社は一方的に契約を解除することがあります。当社では、本サービス導入の是非をご検討いただくにあたり、本サービスを試験的にご利用いただくことができる「無料お試し期間」をご用意しています。この利用約款（以下「本契約」といいます）の各条項に同意したライセンス契約者（以下「お客様」といいます）に限り、本サービスを一定期間無料でご利用いただくことができます。無料お試し期間中に、当社からライセンス契約者に有料利用の要否について確認します。有料利用を希望されない場合は、無料お試し期間の終了をもって本契約は解約されます。

＜1．定義＞

「**本契約**」とは、お客様と当社との間で締結されるライセンス契約を意味します。ライセンス契約は、当社 WEB サイトにおいて、お客様が本利用約款に同意を示すチェックボックスをチェックし送信することで成立します。また、当社からの文書・電子メール・口頭での案内によりお客様が「無料お試し期間」での利用を承諾したことによって本利用約款に同意したこととし、同様に成立します。ライセンス契約は本サービスを利用する事業所ごとに必要となります。ここでの事業所とは、保健所・家畜保健衛生所に登録された事業所・所在地のことを意味します。

「**本サービス**」とは、当社が指定するドメインにて提供するオンライン、ウェブベースのアプリケーション、パソコンにインストールされるアプリケーション及び、プラットフォームおよびそのサポートサービスを意味します。

「ライセンス」とは、お客様が本サービスを利用するために必要なソフトウエア利用許諾のことを意味します。ライセンスは契約期間中に毎日更新され、当社が定める月額費用の日割り（月額費用÷その月の総日数×ライセンス更新日数）にて請求されます。

「メインライセンス」とは、お客様が本サービスを利用する際に必ず必要となるソフトウエア利用許諾を意味します。

「オプションライセンス」とは、追加機能を利用する場合に必要となるソフトウエア利用許諾を意味します。

「**関係機関**」とは、直接または間接に対象となる法人を支配する法人、もしくは当該法人に支配される法人、または当該法人と共通の支配下にある法人を意味します。ここでの「支配」とは、直接または間接に、当該法人の議決権の 50%を超える持分を所有または管理していることを意味します。

「**本ユーザー**」とは、お客様が本サービスを利用することを承認した個人（従業員、お客様が契約する個人および企業の従業員など）を意味します。

「**ユーザーズガイド**」とは、本サービスのオンラインユーザーズガイドで、本サービス経由でアクセス可能で随時更新されるものを意味します。お客様は第 2 条（無料お試し期間）に記載された無料お試し期間中、ユーザーズガイドを検討する機会があったことを認めることとします。

「**システムデータ**」とは、お客様が本サービスに保存するすべての電子的なデータ及び情報を意味します。

「**悪質なコード**」とは、ウィルス、ワーム、時限爆弾、トロイの木馬及びその他の有害または悪質なコード、ファイル、スクリプト、エージェントまたはプログラムを意味します。

「**サードパーティアプリケーション**」とは、第三者が提供する、オンライン、ウェブベースのアプリケーション及びオフラインのソフトウエア製品で、本サービスと相互運用し、当社にサードパーティのアプリケーションと特定されたものを意味します。

＜2．無料お試し期間＞

2.1 無料お試し期間とその対象。当社は、お客様に一定期間、無料で本サービスをご提供します。無料お試し期間は (a) 本契約の成立日から、当社のウェブページに記載された無料日数分まで続きます。 (b) 追加の無料利用の条件が、当社のウェブページに掲載されている場合があります。当該追加の条件は、ここで参照することによって本契約に組み込まれ、法的拘束力を有するものとなります。

2.2 無料お試し期間の目的。当社がお客様に提供する本サービスの無料お試し期間は、お客様が本サービスにおいて使用される端末機器その他環境において、本サービスが正常に動作するか、お客様の満足いくパフォーマンスを発揮できるか等をお客様で検証・検討いただくことを目的としています。本サービスの利用に必要となるパソコン、タブレット端末、オペレーティングシステム、端末設備等の設定は、技術基準・条件に適合するようお客様の責任と費用にて維持してください。有料利用の開始は、これらの検討がなされたことを前提に行なわれるものとし、お客様がこれらの検討を怠ったために本契約を解約せざるを得なくなった場合、その損害等につき当社は一切責任を負いません。また、返金等も行ないません。

＜3. 有料利用＞

3.1. 有料利用の開始。本サービスは、無料お試し期間の満了をもって有料利用に切り替わります。有料利用を希望しないお客様は、無料お試し期間内に当社に電子メール・文書・口頭にてお知らせください。

3.2. ライセンス。本契約に別段の定めがない限り、(a) 本サービスはライセンス契約であり、契約数を超えて同時に利用できません。(b) オプションライセンスは、利用期間中当社ウェブサイトに掲載された価格で追加できるものとし、その利用金額は日割にて請求されます。（c）メインライセンスを解約する場合、付随するオプションライセンスも同日に解約がなされます。

＜4. 本サービスの利用と責任＞

4.1. 当社の責任。当社は、以下の責任を負います。（a）お客様への電話・メールによる遠隔サポート及びそれ以外の有償サポート（訪問によるサポート、開発をともなう作業依頼など）を提供すること（b）本サービスの提供にあたり、以下(i～ii)の場合を除き、1 日 24 時間、週 7 日提供する商業上合理的な努力を行うこと（i）計画停止。当社は、計画停止を可能な限り 8 時間以上前に通知します。（ii）当社の合理的管理を超える状況 （例：インターネット回線またはサービスプロバイダの障害もしくは遅延、データセンターの障害、統治行為、洪水、火災、地震、暴動、テロ行為、等を含みますが、それらに限定されません）により生じた稼動停止。 (c)本サービスを、法令に従って提供すること。また、ここに記載のない事項に関しては、当社は一切責任を負いません。

4.2. お客様の責任。お客様は、以下の責任を負います。 (a) 本利用約款に記載された事項を遵守すること (b) システムデータの正確性、品質、完全性、合法性、及びお客様がシステムデータを取得した方法、目的について全責任を負うこと (c) 本サービスの不正アクセスまたは不正利用を防止する合理的な努力を行い、不正アクセスまたは不正利用を発見したときには、速やかに当社に通知すること (d) 本サービスをユーザーズガイド並びに法令及び政府規制に従ってのみ利用し、以下のことを(i～ｖi)行わないこと（i）本サービスを本ユーザー以外の者に利用させること (ii) 本サービスを販売、再販、賃貸またはリースすること (iii) 本サービスを、権利侵害、名誉毀損その他の違法もしくは不法な内容、または第三者のプライバシーの権利を侵害する内容を保存もしくは送信するために利用すること（ⅳ）本サービスを、悪質なコードを保存もしくは送信するために利用すること（ｖ）本サービス、または本サービスに含まれる第三者のデータについて、その完全性または性能を妨害または混乱させること （ⅵ）本サービスまたはそれに関連するシステムもしくはネットワークに対する不正アクセスを試みること。

4.3. 責任の限定。いかなる場合も、本契約に起因しまたは本契約に関連する何れかの当事者の責任の総額は、契約責任、不法行為責任、またはその他の責任理論に基づくものかを問わず、本契約に基づきお客様が支払った過去 12 ヶ月間の合計金額を超えないものとします。但し、上記は、お客様の第 6 条（料金及び支払い）に基づく支払義務を限定しません。

4.4. 結果的損害及び関連損害の免責。何れの当事者も、相手方に対して、いかなる逸失利益もしくは逸失収益、または間接、特別、偶発的、結果的、補填または懲罰的損害についても、原因の如何を問わず、契約、不法行為またはいかなる責任の理論に基づく場合でも、またその当事者が当該損害の可能性を告げられていた場合であっても、責任を負いません。上記の免責は、法令によって禁じられている場合には、適用されません。

4.5 サポートの方法。本サービスのサポートは、お客様と当社間のみで行われます。本サービスを利用する患者からの問合せ・苦情等は、お客様が直接対応します。当社はお客様からの連絡をうけ、患者とやり取りすることなく、問合せ・苦情等の解決に誠実に対応します。

4.6 変更。当社は本契約、本サービスの仕様、料金や提供条件を変更することがあります。本契約の変更は、本サービスの管理画面にある利用約款上に掲示することによりお客様に通知したこととします。本サービスの仕様の変更は、当社がお客様への影響を判断したうえで、お客様への通知なく行われることがあります。料金や利用条件の変更は、11.1 項（通知）に定める方法で事前に通知します。

<5. サードパーティプロバイダ>

5.1. サードパーティの製品またはサービスの取得。当社は、サードパーティアプリケーション、またはサードパーティアプリケーションと連動する目的のサービスを販売する場合があります。それ以外のお客様によるサードパーティの製品またはサービス（サードパーティアプリケーション及び導入、カスタマイズその他のコンサルティングサービスを含みますが、それらに限定されません）の取得、及びお客様とサードパーティプロバイダ間のデータの授受は、お客様と該当するサードパーティプロバイダの間だけのものです。当社は、当社が認定またはその他の指定をしている場合を除き、サードパーティの製品及び、本サービスを保証またはサポートしません。

<6. 料金及び支払い>

6.1. 本サービスの料金。お客様は、本契約に基づく全ての料金を当社に支払います。料金は当社 WEB サイトの料金ページに記載のものを適用します。（当社 WEB サイト料金ページ https://www.medicalforest.co.jp/price.html）。料金は本契約に別段の定めがない限り、(a) 料金は日本円で表示され支払われます。（b）料金はライセンスの更新に基づくものであり、システムログインの有無や実際の利用に基づくものではありません。（c）支払義務は取消不能であり、支払済の料金は返金不能です。（d）料金は有料利用開始日から日割りでカウントされ、毎月末日締めにて請求します。(e) 訪問レクチャーおよび機器設置は本サービスの料金に含まれていません。当社はお客様との事前の合意に基づき、別途有償にてこれらのサービスを提供します。

6.2. 請求及び支払い。本サービスの利用料金は、SMBC ファイナンスサービス株式会社（本社所在地：名古屋市中区丸の内三丁目 23 番 20 号）の口座自動振替サービスを利用します。お客様は、当社に対し完全かつ正確な請求情報及び連絡先情報を保持する責任を負います。有料利用を希望するお客様は、無料お試し期間中に口座自動振替サービスの手続きを完了します。当社は次の場合を除き請求書は発行しません。
（ｉ）料金の初回の引き落とし日までに口座自動振替サービスの事務手続きが完了しなかった場合。この場合、初月の利用予定額を、利用開始日までにお支払いただきます。（ⅱ）6.3 項（支払遅延）に定める場合。当社は領収書を発行しません。
なお、当社の適格請求書発行事業者の登録番号は T9010401077082 です。

6.3. 支払遅延。 当社が何れかの請求金額を支払期限までに受領できなかった場合、当該請求金額に対して支払期日から支払われる日まで、毎月の未払残高の 1.5%の遅延利息を請求します。

6.4. 本サービスの停止及び期限の利益の喪失。お客様の当社に対する金銭債務の履行が、30 日以上遅滞している場合には、当社は、当該契約に基づくお客様の未払の料金債務について、お客様の期限の利益を喪失させることができるものとし、当該債務の全ては直ちに支払期限を迎えるものとします。また、当社は、当該債務が全額支払われるまで、本サービスを停止することができます。

<7. 財産権>

7.1. 権利の留保。本利用約款に基づき明示的に許諾された限定的な権利を条件として、当社は本サービスに関する全ての権利及び利益（全ての関連する知的財産権を含みます）を留保します。当社は、本利用約款に明示的に規定される場合を除き、本利用約款に基づき、お客様にいかなる権利も許諾するものではありません。

7.2. 制限事項。お客様は、以下のことを行わないものとします。(i) 本利用約款で認められた場合を除き、第三者に本サービスへのアクセスを許すこと (ii) 本サービスに基づく派生物を作成すること (iii) 本サービスの一部またはそのコンテンツを複製、フレームまたはミラーすること。（iv）本サービスのリバースエンジニアリングをすること (v) 競合する製品もしくはサービスの開発（ⅵ）競合他社への情報の提供（ⅶ）本サービスの特徴、機能もしくはグラフィックスのコピー

7.3. 提案。当社は、お客様（本ユーザーを含みます）が、本サービスの運用に関して提供するすべての提案、改善の要請、提言またはその他のフィードバックを利用して本サービスに組み込むことができる、無償かつ取消不能の永続的な権利を有します。

<8. 秘密保持>

8.1. 秘密情報の定義。本契約において使用される場合、「秘密情報」とは、一方当事者（以下「開示者」といいます）が他方当事者（以下「受領者」といいます）に、口頭または書面で開示する全ての秘密の情報であって、秘密であると指定されたもの、または情報の性質及び開示の状況から

合理的に秘密であると理解されるものを意味します。当社の秘密情報には、本サービスが含まれます。また各当事者の秘密情報には、本契約の条件、並びに当該当事者が開示する、事業・マーケティング計画、テクノロジ・技術情報、製品の計画・設計、ビジネスプロセスが含まれます。但し、秘密情報には、以下の情報は含まれません。(i) 開示者に対する義務違反なく、公知であるかまたは公知となった情報 (ii) 開示者に対する義務違反なく、開示者による情報開示前に受領者が知得していた情報、(iii) 開示者に対する義務違反なく、受領者が第三者から受領する情報 (iv) 受領者が独自に開発した情報。

8.2. 秘密情報の保護。開示者が書面で別段の許可をした場合を除き、(i) 受領者は、開示者の秘密情報を、善良な管理者の注意義務をもって、本契約の範囲外の目的のために開示または利用されないようにし、(ii) 受領者は、開示者の秘密情報へのアクセスを、本契約の主旨に合致した目的のためにアクセスする必要がある自己の従業員、受託者及び代理人に限定し、それらの者にも、本条に定めるものを下回らない秘密保持契約の保護について同意させます。

8.3. システムデータの保護。上記に限定されず、当社は、システムデータの安全性、秘密性及び完全性を保護するために適切な管理上、物理的及び技術的な安全保護措置を維持します。ご利用中のシステムデータは 2 年間保持します。当社は、以下のことを行いません。(a) システムデータを改変すること (b) システムデータを開示すること。但し、8.4 項（開示の強制）に従って法令により強制される場合、またはお客様から書面で明示的に許可された場合はこの限りではありません。（c）システムデータにアクセスすること。但し、本サービスを提供するため、またはサービスもしくは技術上の問題の防止もしくはその対応のため、またはカスタマサポート上の問題に関連してお客様に要請された場合は、この限りではありません。

8.4. 開示の強制。受領者は、法令により強制される場合には、開示者の秘密情報を開示することができます。但し、受領者は、当該開示の強制について、開示者に事前の通知を行います。

<9. 保証>

9.1. 当社の保証。本サービスは、実質的にユーザーズガイドに従って稼動するものとします。

9.2. 相互の保証。各当事者は、以下の事項を表明し保証します。(i) 自己が本契約を締結する法的権限を有していること (ii) 自己が相手方にいかなる悪質なコードも送信しないこと。

<10. 契約期間及び解約>

10.1. 契約期間。本契約は、お客様が本利用約款に同意した日に成立し、本利用約款に従って許諾されたメインライセンスが解約されるまで存続します。お客様によるメインライセンスの解約は任意のタイミングで行うことができ、そのことによる違約金は発生しません。

10.2. 当社からの解約。当社は、以下の場合には、本契約を解約することができます。(i) 相手方に、重大な違反について 30 日の期限を定めた書面の通知を行い、当該違反が、当該期間の満了時においても是正されていない場合 (ii) 相手方が、破産または支払停止、管財人による財産管理、清算、債権者への財産譲渡に関するその他の手続きについての申し立ての対象となった場合。

10.3. 存続条項。4.3 項（責任の限定）、4.4 項（結果的損害及び関連損害の免責）、第 6 条（料金及び支払い）、第 7 条（財産権）、第 8 条（秘密保持）、9.3 項（免責）及び第 11 条（一般条項）は、本契約の解約または満了後も存続します。

<11. 一般条項>

11.1. 通知。本利用約款に別段の定めがない限り、本契約に基づく全ての通知事項は書面によるものとし、以下の時点で行われたものとみなされます。(i) 郵送後 2 営業日目 (ii) 着信確認済ファクシミリの送信後 2 営業日目 (iii) 電子メールによる送信後 1 営業日目。但し、電子メールは、重大な違反または補償を求める請求には十分でないものとします。お客様への通知は、お客様が指定する本サービスの管理者宛に送付します。

11.2. 放棄及び累加的救済方法。何れかの当事者が、本利用約款に基づく何れかの権利を行使せず、または行使が遅滞した場合でも、それらは当該権利の放棄を構成しません。本利用約款に明示的に定める場合を除き、本利用約款に規定された救済は、当事者のその他の法令による救済手段に限定されるものでなく、それらに追加されるものです。

11.3. 可分性。本契約の何れかの規定が管轄権を有する裁判所により法令に反するものと判断された場合には、その規定は、裁判所によって修正され、法令により許される最大限まで、元の規定の目的を最もよく達成できるよう解釈されるものとし、本契約のその他の規定は有効に存続します。

11.4. 弁護士費用。お客様は、要求された場合には、お客様の 6.2 項（請求及び支払い）の違反後に、当社が本契約に基づき、お客様が支払うべき料金または負債を回収するために当社が負担した、全ての合理的な弁護士費用及びその他の費用を支払います。

11.5. 譲渡。何れの当事者も、本契約に基づく自己の何れかの権利または義務を、法の作用またはその他の原因に拘わらず、相手方の事前の書面による同意なく（当該同意は合理的理由なく留保されません）、譲渡することはできません。上記に拘わらず、何れの当事者も、自己の関係機関に対する場合、または合併、買収、会社分割もしくは自己の全資産もしくは実質的に全ての資産の売却に伴う場合には、相手方の同意なく、本契約を全体として譲渡できます。但し、相手方の直接の競合者が関係する場合には、この限りではありません。一方当事者の、相手方が本項に違反して譲渡を試みた場合の唯一の救済は、自己の選択で、譲渡しようとする当事者に書面で通知して本契約を解約できます。上記を条件として、本契約は、両当事者、各自の承継者及び許諾された譲受者を拘束し、それらの者の利益のために効力を生じます。

11.6. 準拠法。本契約及び本契約に起因または関連する紛争は、抵触法の原則に拘わらず、日本国法に準拠するものとします。

11.7. 裁判管轄。請求金額及び原告の選択に従って、東京地方裁判所または東京簡易裁判所の何れかが、本契約に起因または関連する紛争を解決する、第一審の専属的裁判管轄権を有するものとします。

11.8. 完全合意。本契約は両当事者間の完全な合意を構成します。この合意は、本契約の目的事項に関する全ての従前または同時期の合意、提案または表明に優先します。本契約にない従前または同時期の合意、提案または表明は本契約の一部とはなりません。

＜12. 本サービスの推奨動作環境＞

12.1. 動作環境の保守義務。お客様は、自らの費用と責任において本サービスの利用に必要なコンピュータシステム（「本サービス」を除くハードウエア）及びその稼働環境を確保し保守します。通信回線等の通信環境についても同様です。ハードウエア推奨環境は以下の通りです。

※下記以外の環境でも多くの場合動作しますが、推奨環境以外で利用された場合はサポートの対象外となります。

(ア) オペレーティングシステム：Microsoft Windows 10 ,11 (すべて 32bit/64bit)

(イ) CPU：インテル Core i3　1 GHz 以上

(ウ) メインメモリ：　8GB 以上 [最低 4GB]

(エ) ハードディスク：　40GB 以上

(オ) ディスプレイ解像度：　FWXGA 以上　（1366×768 以上）

(カ) インターネットブラウザ：　Firefox：その他ブラウザでの動作確認は行っておりません。

(キ) 通信環境：回線：　光回線またはケーブルテレビインターネットサービスおける有線接続／プロバイダ：一般的なプロバイダ各社

(ク) 本サービスが稼働するパソコンがインターネットに接続できる状態にあること

着信ポップアップオプション利用の場合

(ケ) 電話回線：　NTT（アナログ　or ISDN）

（注）光電話、IP 電話の場合、着信ポップアップが機能しないことがあります。

ビジネスフォン主装置が設置された環境で着信ポップアップの利用を検討される場合は、当社までご連絡ください。

(コ) ナンバーディスプレイサービス：　NTT ナンバーディスプレイサービス

2024 年 11 月 14 日（改定）